

公安調査庁

長官 柳 俊夫 殿

抗 議 書

平成19年7月6日

東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階

電話 03-5366-1131

FAX 03-5366-1141

メール bengaku@seihokyo.jp

青年法律家協会弁護士学者合同部会

議長 井上 聡

事務局長 笹山 尚人

- 1、平成19年6月8日、公安調査庁関東公安調査局新潟公安調査事務所長ら3名が、新潟県佐渡の佐渡グランドホテルを訪れ、同ホテルに対し、平成19年6月23日、24日に開催される青年法律家協会弁護士学者合同部会第38回定時総会に参加するため6月23日に同ホテルに宿泊する参加者の宿泊予定者名簿を提供するよう求めた。
- 2、公安調査庁のこのような活動それ自身、国民の活動に対する監視活動であって、思想良心の自由を圧迫し、個人団体の人格権を侵害する違憲な行為である。
- 3、また、公安調査庁の任務は、暴力主義的破壊活動を行う危険性のある団体または過去に無差別大量殺人行為を行い、現在も危険な要素を保持していると認められる団体について、その規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことに限定されている（公安調査庁設置法第3条）。しかし、当部会は、破壊的団体ではないし無差別大量殺人行為を行った団体でもなく、貴庁の調査対象には該当しない。したがって、上記1の行為は、現行法に基づく調査としても貴庁の権限を逸脱する違法な行為である。
- 4、以上に鑑み当部会は、貴庁の上記1の行為に対し強く抗議すると共に、なにゆえ上記1の行為に及んだのかの事態の説明と貴庁の当部会に対する謝罪を求めるものである。

この点につき、平成19年7月13日までに当部会宛てに文書で回答を寄せられたい。

以 上